

松阪市中川コミュニティセンター条例

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第5条 教育委員会の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 教育委員会の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>	
<p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(使用料の返還)</p> <p>第6条 (略)</p>
<p>(使用許可の取消し又は停止)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(使用許可の取消し又は停止)</p> <p>第7条 (略)</p>
<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第8条 (略)</p>
<p>(原状回復)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(原状回復)</p> <p>第9条 (略)</p>

改正後							改正前						
(損害賠償) 第11条 (略)							(損害賠償) 第10条 (略)						
(委任) 第12条 (略)							(委任) 第11条 (略)						
別表 (第5条関係)							別表 (第5条関係)						
区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
室名							室名						
大集会室	3,630	3,960	4,450	5,440	5,770	8,250	大集会室	2,420	2,640	2,970	3,630	3,850	5,500
会議室	1,320	1,480	1,810	2,140	2,470	3,300	会議室	880	990	1,210	1,430	1,650	2,200
ミーティングルーム	1,060	1,190	1,120	1,730	1,730	2,260	ミーティングルーム	880	990	1,210	1,430	1,650	2,200
多目的利用室	1,260	1,460	1,360	2,140	2,260	3,070	多目的利用室	880	990	1,210	1,430	1,650	2,200
調理室	1,420	1,670	1,650	2,680	2,680	3,690	調理室	1,100	1,320	2,200	2,420	2,640	3,300
和室A	1,140	1,300	1,220	1,940	1,940	2,580	和室A	880	990	1,210	1,430	1,650	2,200
和室B	1,140	1,300	1,220	1,940	1,940	2,580	和室B	880	990	1,210	1,430	1,650	2,200